平成２７年（フ）第７５号
岡山市北区下伊福本町６番20号高橋ハイツ103
債務者　西垣　　進
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０号
東京都立川市砂川町３丁目30番地の４シンフォニーＦｕｊｉ201号
債務者　二階堂幸広
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
静岡県浜松市西区篠原町10073番地
債務者　柴田　安彦
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
静岡県浜松市西区篠原町10073番地
債務者　柴田　成子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
愛知県豊川市諏訪２丁目167－１　セジュール諏訪203号、住民票上の住所愛知県豊川市本野町北浦129番地の10　ディアスパーシモンＢ102号
債務者　鈴木　昌宏
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２５６号
横浜市保土ケ谷区岩井町297番地３　アルカディア岩井102号室（前住所）
債務者　ペットサンハン　プーイ
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９号
長崎県佐世保市潮見町８番26号　大島ビル201、前住所長崎県佐世保市潮見町８番29号トーカンマンション1411
債務者　増田　嘉文
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
長崎県東彼杵郡波佐見町永尾郷2179番地、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町田ノ頭郷214番地４
債務者　松下　　明
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
静岡市葵区唐瀬１丁目４番３号　唐瀬ハイツ202、旧住所甲府市上町2120番地１　ハウスオブフォレストＡ
債務者　土家裕美子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１８８号
栃木県塩谷郡塩谷町田所1908番地17
破産者　株式会社尚仁沢湧水
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８９号
栃木県塩谷郡塩谷町大宮1927－１　サンリットＢ101、住民票上の住所栃木県足利市本城１丁目1710番地１
破産者　田村　博利
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０４１号
千葉県浦安市海楽１丁目25番８－201号シャルムメリー
破産者　鈴木　麻哉
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６５号
群馬県館林市北成島町2574番地３
破産者　株式会社田村組
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１０８号
千葉県市原市辰巳台東５丁目11番地１　武蔵屋グランパレスＡ－202
破産者　近藤　健人
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２７４号
大阪府豊中市寺内２－３－15　緑地公園サンプラザビル304号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区芝田２丁目６番30号梅田清和ビル５Ｆ
破産者　有限会社アン・リエルマリアージュ
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１７号
札幌市北区新川712番地
破産者　株式会社プロパティ
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部